

(件名)

## 介護職員の賃金水準向上への取組について

(健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課・介護指導課)

(要旨)

高齢化の進行に伴い介護人材の確保が課題となっているが、介護職員の賃金水準が低いことが介護職場の人手不足の要因となっていることから、介護サービス提供事業所へのキャリアパス制度導入の推進による介護職員の賃金水準の向上に向けた取組を行う。

(概要)

### 1 現状

福祉施設介護員と全産業の平均賃金は 10 万円程度の格差が生じているなど介護職員の賃金が低いことが介護職場の人手不足の原因の一つであり、介護職員の平均勤続年数が短いことが大きな要因となっている。

(表 1) 賃金等比較 (平成 23 年賃金構造基本統計調査)

区 分	全 体			男			女		
	賃金	平均 年齢	勤続 年数	賃金	平均 年齢	勤続 年数	賃金	平均 年齢	勤続 年数
産業計 A	296.8 千円	41.5 歳	11.9 年	328.3 千円	42.3 歳	13.3 年	231.9 千円	39.9 歳	9.0 年
福祉施設 介護員 B	202.8 千円	37.6 歳	5.5 年	214.2 千円	34.8 歳	5.4 年	197.2 千円	39.0 歳	5.5 年
差額等 A-B	94.0 千円	3.9 歳	6.4 年	114.1 千円	7.5 歳	7.9 年	34.7 千円	0.9 歳	3.5 年

注) 賃金：6 月分の所定内給与で、きまって支給する給与額から、時間外勤務手当、休日出勤手当、宿直手当などを差し引いたもの

### 2 課題

介護保険制度が創設されて 12 年が経過したが、介護需要の増大に伴い新しい介護施設等が大幅に増加している。国では、介護職員の処遇改善を促進するため、職位、職責、又は職務内容等に応じた賃金体系を定めるなどのキャリアパスの導入を進めているが、介護施設等では経験やノウハウがないことから、キャリアパス制度の導入が進んでいない状況であり、経験や能力等を反映できる給与（賃金）体系を整備する必要がある。

### 3 対応方針

#### (1) 介護施設等に対するキャリアパス制度導入の推進

##### ア 趣旨

介護施設等に対して、給与（賃金）体系が明確化され能力、資格、経験に応じた適切な処遇が行われ、若者が介護職として将来展望を持って働くことができるよう、キャリアパス制度の導入を支援する。

##### イ 対応内容

介護施設等に対して、実地指導等（※）において給与規程とキャリアパス基準の参考例を周知することにより、キャリアパス制度の導入を促し、経験や職能に応じた給与が適正に支払われるよう、給与水準を上方誘導する。

特に、キャリアパス制度を導入することが、職員の勤務意欲の向上、定着率の

向上による給与水準の向上、ひいてはサービスの質の向上につながることを、介護職員処遇改善加算に関連づけて管理者等に対して説明し、理解を促進する。

※モデル給与表の具体的周知方法

①実地指導、②集団指導、③介護事業所指定申請時、④県ホームページ掲載

ウ 対象事業所

介護報酬の介護職員処遇改善加算対象事業所

(表2) 介護職員処遇改善加算対象介護サービス事業所 (平成24年4月1日現在)

サービス区分	サービス種別	事業所数	介護職員数 (人)
居宅サービス	訪問介護	628	3,809
	訪問入浴介護	92	323
	通所介護	1,033	4,493
	通所リハビリテーション	162	1,454
	短期入所生活介護	244	2,292
	短期入所療養介護	140	-
	特定施設入居者生活介護	88	1,312
	計	2,387	13,683
施設サービス	介護老人福祉施設	197	6,208
	介護老人保健施設	105	3,267
	介護療養型医療施設	33	933
	計	335	10,408
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	3	8
	認知症対応型通所介護	189	545
	小規模多機能型居宅介護	101	575
	認知症対応型共同生活介護	327	3,482
	地域密着型特定施設入居者生活介護	10	96
	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	24	150
	計	654	4,856
計	3,376	28,947	

注) 事業所数は、介護予防サービス事業所を除く。

介護職員数は、平成22年介護サービス施設・事業所調査に基づく推計値。

訪問介護及び夜間対応型訪問介護の介護職員数は、訪問介護員の数。

エ 進め方

(ア) 関係団体 (静岡県社会福祉施設経営者協議会、静岡県老人福祉施設協議会) に対して、県の取組への協力を要請

※平成24年12月14日 介護人材確保への取組に係る関係団体懇談会開催

(イ) 各市町に対して、25年度からの実地指導等で実施協力を依頼。

(ウ) 上記準備を経て、25年度から実地指導等において給与規程やキャリアパス基準の参考例を周知。

(エ) 併せて、介護サービス提供事業所の経営者等を対象として、賃金体系の整備等のキャリアパス制度導入に向けたセミナーを開催。

(2) 介護職員の職場定着支援制度創設の国への提案

上記(1)の取組により、介護職員の定着促進が図られることにより将来の財源確保が必要であるとともに、制度面でも定着促進が図られるよう、介護報酬において平均勤続年数の延伸を促進するための加算制度の創設を国に対して提案 (平成24年12月21日提案)。